

磯崎 博司〈上智大学〉

2011年12月に発効した 国際熱帯木材協定（2006年協定）

国際熱帯木材協定は、当初、1983年に作成された（本誌1992年8月号）。その後、それは1994年協定に受け継がれ（本誌1995年5月号）、さらに2006年1月に新しい協定（2006年協定）が作成された。その2006年協定の発効期日は、2008年2月1日以降で、その代表A・Bに従い生産国の総票数の60%以上を有する12カ国以上の生産国および2005年の世界の熱帯木材輸入量の60%以上を有する10カ国以上の消費国が締結した日であると定められている。その要件に従い2006年協定は2011年12月7日に発効した。

それに先立ち、日本政府は、2006年協定について2007年6月の国会承認を経て同8月に受諾書を寄託していた。上記の発効を受けて、2006年協定は、2011年12月21日に条約18号として公布された。

2006年協定も、旧協定と同様に、熱帯木材貿易の発展および熱帯林の持続可能な管理の促進を主目的としているが、新たに、貧困軽減、消費者の認識向上、法令執行の改善、違法伐採への対処、認証制度の奨励、非木材林産物と環境サービスに関する理解の促進、先住民族社会への配慮などが目的条項に追加された。

他方で、旧協定の特別勘定の下での事業活動に対する任意拠出金は減少傾向にあり、その原因としては、拠出にあたって対象となる事業が特定されることが挙げられていた。そのため、用途を特定しない柔軟な拠出ができるように、特定の課題に対して拠出する課題別計画勘定が新設された。なお、対象課題としては、法令執行の改善、森林の消失・劣化の減少、地元共同体による森林管理、市場の透明性、および、加工産業育成の5件が選定された。

また、旧協定の有効期間は4年間（3年間の延長が2回）であり、総合的な計画の実施が困難であった。そのため、中長期的な観点から優先事項を明示した行動計画が策定できるように、また、それを通じて必要な事業が効果的に実施できるように、2006年協定においては、有効期間は10年間（5年間の延長、その次は3年間の延長）とされた。



災害時のリユース食器運用マニュアル 2種類を作成

地球・人間環境フォーラムでは、三井物産環境基金の助成を受け、災害時のリユース食器運用マニュアルを作成しました。

このマニュアルは、2011年の東日本大震災の被災地において、耐久性のある割れない食器としてリユース食器が有用であったことから、全国39カ所の団体にリユース食器を備蓄する体制を整え、災害等が発生した際には迅速にリユース食器を提供できるよう、発送までの手順、避難所で使用する際のポイント等をまとめたものです。

マニュアルは2種類あり、一つ目はリユース食器を備蓄しているリユース食器ネットワーク会員向けで、災害等が発生した場合に、被災地にリユース食器を迅速に提供できるよう、リユース食器を提供するまでのポイントをまとめた「災害発生時のリユース食器提供マニュアル」（写真）です。もう1種類は、被災地で活動する災害支援団体、ボランティア等に向けて、リユース食器を被災地で使用してもらうための「被災地でのリユース食器運用マニュアル」です。

いずれのマニュアルもリユース食器ネットワークのWEBサイト（www.reuse-network.jp/news）からダウンロードできます。

災害発生時のリユース食器提供マニュアル ～食器を被災地に届けるために～

【リユース食器ネットワーク会員の皆さんへ】

CONTENTS

はじめに	1
全国にリユース食器を備蓄しています	2
緊急時の連携について	3
被災地でリユース食器が使用されるまで	4
リユース食器を発送する際に気をつけること	5
送付用ラベル（書き方見本）	6
送付用ラベル	7
＜参考＞平常時にやっておくこと	
①備蓄食器の状況を定期的に確認	8
②自治体との連携を図る	9
リユース食器を備蓄している団体リスト①～⑦	10
災害支援活動団体、びん商リスト	17
参考資料	18

リユース食器ネットワーク

「災害発生時のリユース食器提供マニュアル」表紙